

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。
なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

令和3年11月17日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 大規模小売店舗の所在地及び名称
泉大津市我孫子175番3ほか
クスリのアオキ泉大津我孫子店
- 2 大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定による公告をした日
令和3年6月28日（令和3年大阪府告示第944号）
- 3 泉大津市の意見の概要
 - (1) 駐車場及び駐輪場の収容台数について、届出の台数を確保すること。
 - (2) 駐車場及び駐輪場を適切な位置に配置し、周辺地域の住民に配慮すること。
 - (3) 駐車場の出入口を届出の図面のとおり設置するとともに、府道38号富田林泉大津線側は左折入庫、左折出庫とし、市道板原古池線側は、左折入庫、右折出庫とすること。
 - (4) 駐車場の出入口付近では、必要に応じ、交通誘導員を配置し、歩行者や自転車の安全確保に努めること。
 - (5) 荷さばき施設を適切な位置に配置し、来店車両や来店者に配慮すること。
 - (6) 荷さばき施設の面積について、届出の面積を確保すること。
 - (7) 自動車による来客に対する経路の案内を適切に行うこと。
 - (8) 廃棄物の減量化、再資源化を推進するなど適正な処理に努めること。
 - (9) 騒音規制法、振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、必要な届出を行うとともに各法令を遵守すること。
 - (10) 騒音の伴う作業等について、周辺的生活環境に影響のないよう配慮すること。
 - (11) 廃棄物保管施設について、必要な容量を確保するとともに、4トン収集車の駐車方法に配慮し、周辺的生活環境に影響のない位置とすること。
 - (12) 事業系一般廃棄物の収集を委託する場合は、本市許可業者に委託すること。
 - (13) 防犯灯及び防犯カメラ等の設置場所について、自治会からの協力要請に対し、可能な限り協力すること。
 - (14) 屋外広告物法及び大阪府屋外広告物条例を遵守すること。
- 4 意見の縦覧の期間及び場所
 - (1) 縦覧の期間
令和3年11月17日から同年12月17日まで
 - (2) 縦覧の場所

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階
大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課
泉大津市東雲町9番12号
泉大津市政策推進部地域経済課